



# おくやみ ハンドブック

～事前予約で、待たずにスムーズなお手続きを～

このたびのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。  
ご遺族の皆様が行う市役所関係の手続きや、  
市役所以外での手続きについてご案内いたします。  
ご遺族の皆様になんとかお役に立てば幸いです。

## 箕面市

令和8年(2026年)4月版

# おくやみサービスの

## ご案内 **予約優先**

本サービスでは、箕面市に住民票があるかたがお亡くなりになられた際、ご遺族のみなさまに対し職員が面談を行い、市役所で必要な手続きを特定し、窓口をご案内します。各窓口では、本サービス利用者を優先して呼び出し手続きを進めます。状況によっては1度の来庁で手続きが完結しない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

### 受付時間・受付場所について

開設時間	午前9時30分～午後4時 ※平日のみ。土日祝日・年末年始を除く
受付場所	市役所 本館1階30番窓口 ※受付の職員にお声がけください。



### 予約について

- ◆利用希望日の2開庁日前までにご予約ください。
- ◆利用の日時は、予約状況によりご希望に添えない場合があります。
- ◆空き状況は、web予約のフォームからご確認ください。

### 予約枠 (1日5枠)

9時30分～/10時30分～/13時～/14時～/15時～

### オンライン 予約

QRコードから



### 電話予約

☎072-724-6900  
「おくやみサービス予約の件」と伝えてください

### 受付時間

午前9時～正午、  
午後1時～午後4時30分  
※平日のみ。  
土日祝日・年末年始を除く

### 注意事項

- ※ ご利用については、予約優先となります。予約なしで直接来庁された場合、空き枠に応じた対応になり、状況によっては長時間お待ちいただく、又は対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ スペースの都合上、代表のかたを含めて2名までお願いいたします。
- ※ 予約後、正確な事務手続きのため、担当職員は住民基本台帳に登録された故人の情報を閲覧します。
- ※ おくやみサービスをご利用せずに、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。

キャンセルや日時変更は、予約日の前日までに、  
☎072-724-6900 までご連絡ください。

## 市役所での手続きにおける主な持ち物

手続きによって異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、ご持参ください。  
また、それぞれの手続きに必要なものは、P.6以降を参照してください。

### 来庁されるかたの主な持ち物

- 来庁されるかたの本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
  - 銀行届出印（※来庁者、相続人代表者および喪主、年金請求者など）
  - 預貯金通帳及びキャッシュカード（※相続人代表者および喪主、年金請求者など）
  - 葬儀の領収書等
  - 委任状（代理人が手続きを行う場合）・委任者の本人確認書類（コピー可）
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合は委任状が必要です。P.48をご利用ください。  
※相続人代表者が法定相続人でない場合、遺言書や公正証書遺言・秘密証書遺言（検認済のもの）・自筆証書遺言（検認済のもの）などが必要になる可能性があります。

### 本人確認書類について※氏名・生年月日または氏名・住所の記載があるもの

#### ▼1点で本人確認ができる書類（顔写真付きに限る）

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住者証明書 など

#### ▼2点で本人確認ができる書類

- 介護保険被保険者証
- 健康保険資格確認書
- 医療受給者証
- 各種年金手帳
- 学生証 など

※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。

### 亡くなられたかたの主な持ち物

住民  
関係

<返還をご希望の場合のみ>

- 印鑑登録証
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- パスポート

健康  
保険

- 国民健康保険資格確認書（お持ちの場合）  
※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（お持ちの場合）
- 後期高齢者医療資格確認書
- 亡くなられたかたの各種認定証（限度額適用認定証など）

その  
他

- 介護保険被保険者証
- 受給者証、医療券
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 基礎年金番号が記載されているもの  
（年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など）

# 目次

## ◆おくやみサービスでできる手続き

場所	カテゴリ	内容・対象者等	ページ
おくやみサービス窓口	広報	広報サービス（声の広報・点字広報）を利用していた	P. 6
本館 1F 【南】 総合窓口 	証明発行	亡くなられたかたの戸籍について	P. 8
		亡くなられたかたの住民票（除票）を請求する場合	P. 8
	住民異動	世帯主が亡くなった（同一世帯に残された 15 歳以上のかたが 2 名以上いる場合）	P. 9
		印鑑登録証・マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P. 9
本館 1F 【北】 総合窓口 	国民健康保険	国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入しているかたのいる世帯だった	P. 10
		葬祭費の支給申請	P. 11
		国民健康保険の世帯主変更	P. 11
		相続人代表者の指定	P. 12
	後期高齢者医療	後期高齢者医療に加入していた（75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上）	P. 12
		葬祭費の支給申請	P. 13
		相続人代表者の指定	P. 13
	年金	①公的年金を受給していた ②年金（国民年金）に加入していた	P. 14
	介護保険	65 歳以上または要支援・要介護認定を受けていた	P. 15
		要介護認定の申請中だった	P. 16
	福祉医療	ひとり親家庭医療費助成を受給していた	P. 16
		重度障害者医療費助成を受給していた	P. 17
		身体障害者手帳、療育手帳を交付されていた	P. 18
	別館 1F 総合窓口 (市税) 	市民税	市・府民税が課税されていた
固定資産税		固定資産税・都市計画税が課税されていた	P. 19
		未登記家屋の所有者だった	P. 20
軽自動車税		原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自動車（フォークリフト）を所有しているかた	P. 20

場所	カテゴリ	内容・対象者等	ページ
別館 2F 子ども 総合窓口 	子ども (未就学)	児童手当支給対象の児童だった	P. 21
		児童手当を受給していた	P. 21
		児童扶養手当支給対象の児童だった	P. 22
		児童扶養手当を受給していた	P. 22
		児童扶養手当の受給者（障害を事由に受給）の配偶者	P. 23
		児童扶養手当の受給者の配偶者等	P. 23
		特別児童扶養手当を受給していた	P. 24 P. 25
	貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付の借受人だった	P. 25
		学生補助金（保育士養成課程を履修中のかた）の受給者だった	P. 26
	給付金	新生児訪問指導やこにちは赤ちゃん訪問を受けていない生後4か月までの赤ちゃん	P. 26
子ども (学校)	学童保育を利用していた	P. 27	
別館 3F 	子ども (学校)	箕面市奨学資金の貸付を受けていた	P. 27
		保護者が交通事故で亡くなった	P. 28
別館 4F	農地	農地を相続されたかた	P. 29
	住宅	長期優良住宅認定計画実施者（長期優良住宅の所有者等）だった	P. 29
	森林	森林を相続されたかた	P. 30
	自然緑地等	自然緑地等を相続されたかた	P. 30
	飼い犬	犬を飼っているかた	P. 31
上下水道 局庁舎	上下水道	上下水道を使用していたかた	P. 32
箕面市営 住宅管理 センター	市営住宅	入居名義人が亡くなり、市営住宅を退去されるかた	P. 33
		入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	P. 33
		市営住宅に入居の同居親族が亡くなったかた	P. 33

# 目次

## ◆出先機関での手続き

場所	カテゴリ	内容・対象者等	ページ
ライフプラザ1F 総合窓口 (福祉総合窓口)	障害福祉	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P. 35
		障害児福祉手当を受給していた	P. 35
		特別障害者手当を受給していた	P. 36
		経過的福祉手当を受給していた	P. 36
		大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた心身障害者 «障害者が死亡した場合»	P. 37
		大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた心身障害者 «加入者(障害者を扶養していたかた)が死亡した場合»	P. 37
		大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた	P. 38
		障害福祉サービス・地域生活支援事業を利用していた	P. 38
	福祉電話の貸与があるかた	P. 39	
	障害福祉・高齢者福祉	緊急通報装置の貸与があるかた	P. 39
高齢者福祉	位置情報提供サービス(GPS)の貸与があるかた	P. 40	
第二別館 子どもすこやか課 児童発達支援センター	障害福祉	障害児通所支援受給者証をお持ちのかた	P. 40
		障害児通所支援受給者証をお持ちのかたの保護者	P. 41
第三別館 2F	パートナーシップ宣誓証明	箕面市パートナーシップ宣誓証明制度を利用されていたかた	P. 41
聖苑	市立霊園	市立霊園の使用者	P. 42
		合葬式墓地の使用を生前に申込みされていたかた	P. 42
クリーンセンター	し尿	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P. 43
駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場	市立駐車場または市立駐輪場の定期利用者	P. 43

◆手続き不要なもの (P. 44)

◆市役所以外での手続きチェックリスト (P. 45~47)

◆(様式) 委任状 (P. 48)

◆市民相談のご案内 (P. 49~50)

◆我が家が空き家になってしまったら (P. 51)

## おくやみサービスでできる手続き

### おくやみサービス窓口【本庁1F】

#### ◆ 広報サービス（声の広報・点字広報） を利用していた

#### 中止の届出

サービスの利用中止をお伝えください。

※ 電話での中止連絡も可。

#### ▼手続きが可能な人

どなたでも

#### ▼必要なもの

なし

#### ▼手続期限

なし

問い合わせ先 【本館2階 209番窓口】 企画部 秘書広報課  
☎072-724-6716 FAX072-724-6971



### ◆ 亡くなられたかたの戸籍について

#### 戸籍謄本（全部事項証明）などの請求

死亡届の届出後、死亡事項の記載された戸籍ができるまで、約2週間程度かかります。

本籍や筆頭者がわからない場合は、「本籍が記載された住民票の写し」で確認できます。

#### 【箕面市が本籍地の場合】

##### ▼請求できる人

- 亡くなられたかたの配偶者
- 直系の親族（父母、祖父母、子、孫）
- 相続人（兄弟姉妹・おじおば・甥姪などの利害関係者）
- 上記のかたからの委任状を持参した代理人

##### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 手数料

※ 配偶者以外のかたが請求する場合は、必要なものが各々異なりますので、お問い合わせください。

##### ▼手続期限

なし

#### 【他市区町村が本籍地の場合（戸籍証明書等の広域交付）】

※ 受付は、平日（祝日、休日及び年末年始除く）の午前9時から午後4時30分までです。

※ 土曜日は、戸籍証明書等の広域交付はできません。

※ 他市区町村での戸籍の管理状況や国のシステムの稼働状況により、長時間お待たせすることや、即日交付ができない場合や、広域交付による発行ができない場合があります。

##### ▼請求できる人

- 戸籍に記載されているかた本人、その配偶者
- 直系の親族（父母、祖父母、子、孫）

※ 直系尊属、直系卑属には兄弟姉妹は含まれません。

※ 委任状による代理人・法定代理人・第三者による請求、職務上の請求、郵送請求はできません。

##### ▼「現在最新の戸籍」のみを請求する方は・・・

箕面市役所本館1階101番窓口、豊川支所、止々呂美支所で請求できます。

予約は不要です。

##### ▼「過去にさかのぼる戸籍」、「複数の戸籍」を請求する方は・・・

箕面市役所本館1階101番窓口で請求できます。

おくやみサービス受付をご利用日とは別の日に箕面市役所で手続きされる場合、原則予約制ですので、予約しているかたの手続きが優先となります。

※ 予約（オンライン又は電話）について、詳しくは市ホームページをご確認又は市民部窓口課にお問い合わせください。

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の官公署発行の顔写真付き本人確認書類に限る）
- 手数料

※ 資格確認書、年金手帳などの複数提示での受付はできません。

#### ▼手続期限

なし

問い合わせ先 【本館1階101番窓口】 市民部 窓口課  
☎072-724-6726 FAX072-724-0853

## ◆ 亡くなられたかたの住民票（除票）を請求する場合

### 住民票（除票）の請求

亡くなられたかたの住民票（除票）を請求する場合には、手続きをされるかたと  
亡くなられたかたとのご関係によって手続き方法が異なります。

#### ▼請求できる人

- 利害関係人
- 利害関係人からの委任状を持参した代理人

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられたかたとの関係がわかる資料（戸籍謄本等）
- 請求理由がわかる資料（請求者あての除票の提出を求める文書等）
- 【代理人の場合のみ】委任状

#### ▼手続期限

なし

問い合わせ先 【本館1階101番窓口】 市民部 窓口課  
☎072-724-6726 FAX072-724-0853



## 本館 1F 【南】 総合窓口

### ◆ 世帯主が亡くなった (同一世帯に残された 15 歳以上のかたが 2 名以上いる場合)

#### 世帯主変更届

亡くなられたかたが世帯主であった場合で、  
同一世帯に残された 15 歳以上のかたが 2 名以上いる場合  
世帯主変更の届出が必要です。

#### ▼手続きが可能な人

- ①同一世帯員    ②法定代理人    ③任意代理人

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類  
 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類  
 任意代理人の場合は委任状（届出人が故人と別世帯の場合なども）

#### ▼手続期限

亡くなられた日から 14 日以内

問い合わせ先

【本館 1 階 102 番窓口】 市民部 戸籍住民異動室  
☎072-724-6725 FAX072-724-0853

### ◆ 印鑑登録証・マイナンバーカード・通知カードを持っていた

#### カードの返納

すべての証・カードは死亡日をもって失効となります。

なお、マイナンバーカード・通知カードは、  
ご家族で処分していただいても差し支えありませんが、  
市役所で処分することを希望される場合はご提出ください。

※諸手続きに伴い、亡くなられたかたのマイナンバー（個人番号）が必要になる場合があります。  
マイナンバー関連のものは当面の手続きが落ち着いてから処分なさることをお勧めします。

※マイナンバーカードを返納する場合は、番号を控えておくことをお勧めします。

※パスポートを持っていた場合は、別途お問合せください。

#### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

#### ▼必要なもの

- 返納する証・カード  
 来庁者の本人確認書類

#### ▼手続期限

なし

問い合わせ先

【本館 1 階 102 番窓口】 市民部 戸籍住民異動室  
☎072-724-6725 FAX072-724-0853



◆ 国民健康保険に加入していた または  
国民健康保険に加入しているかたのいる世帯だった

資格確認書および各種認定証の返納

被保険者が亡くなられた場合、資格確認書（お持ちの場合）をご返却ください。

※資格確認書はマイナ保険証をお持ちでないかたに交付しています。

※不正使用等を防ぐために回収しています。

※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、  
はさみ等で細かくしてから処分してください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられたかたの資格確認書（お持ちの場合）
- ◆ 亡くなられたかたの各種認定証（お持ちの場合）
  - 限度額適用認定証
  - 限度額適用・標準負担額減額認定証
  - 特定疾病療養受療証 など

※国民健康保険の世帯主（納付義務者）が亡くなられた場合は、  
その世帯の加入者全員の資格確認書（お持ちの場合）も必要

▼手続き期限

死亡日から 14 日以内

問い合わせ先 【本館 1 階 【北】 保険総合窓口】 市民部 国民健康保険課  
☎072-724-6734 FAX072-724-6040



### 葬祭費の支給申請

国民健康保険に加入中のかたが亡くなられた場合、申請により、その葬儀を行ったかたに葬祭費（50,000 円）が支給されます。

#### ▼手続きが可能な人

- 葬祭を行ったかた       必要書類を持参した代理人

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類  
 申請者（葬祭を行ったかた）の本人確認書類およびマイナンバーがわかるもの  
 亡くなられたかたの資格確認書（お持ちの場合）  
 葬儀代の領収書（以下が記載されたもの）  
     但書に〇〇様（フルネーム）葬儀代  
     宛名に葬祭を行ったかたの氏名（フルネーム）  
 領収書の宛名のかた（葬祭を行ったかた）の振込先口座がわかるもの  
 【来庁者が代理人の場合のみ】委任状

#### ▼手続き期限

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

問い合わせ先      【本館 1 階 【北】 保険総合窓口】 市民部 国民健康保険課  
                         ☎072-724-6734      FAX072-724-6040

### 国民健康保険の世帯主変更

世帯主が亡くなられた場合、世帯主変更後の資格情報のお知らせ、または資格確認書を交付します。また、亡くなられた世帯主が口座名義人でなくとも、今後も口座振替を希望される場合は申請が必要です。

なお、死亡届の提出および世帯主変更の手続きがお済みであれば、自動的に国民健康保険の世帯主変更の手続きを行い、新しい資格情報のお知らせ、または資格確認書を送付します。ご来庁は不要です。

#### ▼手続きが可能な人

親族等

#### ▼必要なもの

- 同一世帯員の国民健康保険資格確認書（お持ちの場合）

【保険料口座振替を継続する場合】

- キャッシュカード

#### ▼手続き期限

死亡日から 14 日以内

問い合わせ先      【本館 1 階 【北】 保険総合窓口】  
                         市民部 国民健康保険課 ☎072-724-6734      FAX072-724-6040



### 相続人代表者の指定

保険料の徴収および還付ならびに給付に関する書類を受領する相続人の代表者をお届けいただき、故人にかかる保険料の納付および還付金の受領などを行っていただきます。

#### ▼手続きが可能な人

相続人代表者

#### ▼必要なもの

- 相続人代表者となるかたの本人確認書類

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 国民健康保険課  
☎072-724-6734 FAX072-724-6040

### ◆ 後期高齢者医療に加入していた (75歳以上または一定の障害がある65歳以上)

### 資格確認書および各種認定証の返却

被保険者が亡くなられた場合、資格確認書をご返却ください。  
※不正使用等を防ぐために回収しています。

#### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

#### ▼必要なもの

- 亡くなられたかたの後期高齢者医療資格確認書
- ◆ 亡くなられたかたの各種認定証（以下は、お持ちだったかたのみ）
  - 特定疾病療養受療証 など

#### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6739 FAX072-724-6040



## 本館 1F 【北】 総合窓口

### 葬祭費の支給申請

後期高齢者医療制度に加入中のかたが亡くなられた場合、申請により、その葬儀を行ったかたに葬祭費（50,000円）が支給されます。

#### ▼手続きが可能な人

- 葬祭を行ったかた       必要書類を持参した代理人

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類  
 亡くなられたかたの後期高齢者医療資格確認書（返還済みの場合は不要）  
 葬儀代の領収書（以下が記載されたもの）  
     但書に〇〇様（フルネーム）葬儀代  
     宛名に葬祭を行ったかたの氏名（フルネーム）  
 領収書の宛名のかた（葬祭を行ったかた）の振込先口座がわかるもの  
 【来庁者が代理人の場合のみ】委任状

#### ▼手続き期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先      【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6739      FAX072-724-6040

### 相続人代表者の指定

後期高齢者医療制度における保険料の徴収または還付、給付金の受領などを行う相続人代表者の届出手続きです。

#### ▼手続きが可能な人

相続人代表者

#### ▼必要なもの

- 相続人代表者となるかたの本人確認書類  
 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先      【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6739      FAX072-724-6040



## ◆ ①公的年金を受給していた ②年金（国民年金）に加入していた

年金の各種手続きは、亡くなられたかたの年金の加入記録並びに亡くなられたかた及び年金を請求されるご遺族の住所により手続き先が異なります。

### ▼箕面市役所での手続きが可能な人

亡くなられたかた及び申請者（配偶者・子など）の住所が箕面市にあるかた

### ▼対象手続

「○」＝手続きできる 「×」＝手続きできない 「△」＝手続きできる場合とできない場合あり

区分	箕面市役所	年金事務所（全国）	加入されていた 共済組合
遺族基礎年金	△（※）	○	×
死亡一時金	△（※）	○	×
寡婦年金	△（※）	○	×
未支給年金	国民年金	○	×
	厚生年金	○	×
	共済年金	×	○

※ 国民年金のみに加入し、又は国民年金のみを受給されていたかたは箕面市役所で手続きができますが、他の年金の加入又は受給があると手続きできません。

\* 箕面市に住所のないかた、厚生年金のみに加入されていたかたは年金事務所に、共済年金に加入されていたかたは共済組合にお問い合わせください。

\* ご不明な点は介護医療課又は年金事務所までお問い合わせください。

### ▼必要なもの

- 申請者のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカード又は通知カード）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 申請者の預貯金通帳
- 亡くなられたかたの国民年金・厚生年金証書（未支給年金の場合のみ）
- 戸籍謄本 申請者との続柄がわかるもので、死亡日の後に発行されたもの
- 生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられたかたと申請者の住所が別の場合（第三者による証明が必要）
- 代理人が手続きする場合は委任状及び代理人の本人確認書類

### ▼手続期限

□死亡一時金は死亡日から2年以内、その他の手続きは死亡日から5年以内です。

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6735 FAX072-724-6040

右のQRコードで確認して  
いただくことも可能です。



日本年金機構  
身近なかたが亡くなったとき

日本年金機構 豊中年金事務所 ☎06-6848-6831  
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)



## 本館 1F 【北】 総合窓口

### ◆ 65歳以上または要支援・要介護認定を受けていた

#### 証書（介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）の返納

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証

##### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6860 FAX072-724-6040

#### 相続人代表者の指定

介護保険における保険料の徴収または還付、給付金の受領などを行う相続人代表者の届出手続きです。

##### ▼手続きが可能な人

相続人代表者

##### ▼必要なもの

- 相続人代表者となるかたの本人確認書類
- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6860 FAX072-724-6040



## 本館 1F 【北】 総合窓口

### ◆ 要介護認定の申請中だった

#### 介護認定申請取下げ

認定調査前に亡くなられた場合や、介護サービスの利用がない場合は、申請していた介護認定の取り下げをしてください。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

なし

##### ▼手続期限

なし

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6860 FAX072-724-6040

### ◆ ひとり親家庭医療費助成を受給していた

#### 医療証の返還

医療証は死亡日をもって失効となります。

##### ▼手続きが可能な人

【児童が亡くなった場合】 児童の保護者

【保護者が亡くなった場合】 家族のかた

##### ▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

亡くなられたかたのひとり親家庭医療証

児童の健康保険情報がわかるもの（保護者が亡くなった場合）

##### ▼手続期限

なし

問い合わせ先 【本館1階【北】保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6733 FAX072-724-6040



### ◆ 重度障害者医療費助成を受給していた

#### 相続人代表者の指定

福祉医療費助成金の受領などを行う相続人代表者の届出手続きです。

##### ▼手続きが可能な人

相続人代表者

##### ▼必要なもの

- 相続人代表者となるかたの本人確認書類
- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先

【本館 1階 【北】 保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
☎072-724-6733 FAX072-724-6040



## 本館 1F 【北】 総合窓口

### ◆ 身体障害者手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手帳の返還

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

- 亡くなられたかたの身体障害者手帳
- 亡くなられたかたの療育手帳

##### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【本館 1階 【北】 保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
 ☎072-724-6733 FAX072-724-6040  
 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
 ☎072-727-9506 FAX072-727-3539

#### 変更届および未支給分の請求

亡くなられたかたが在日外国人高齢者福祉金を受給していた場合、変更届および未支給請求の手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

親族

##### ▼必要なもの

- 請求者（遺族）の振込先口座がわかるもの

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【本館 1階 【北】 保険総合窓口】 市民部 介護医療課  
 ☎072-724-6735 FAX072-724-6040



## 別館 1F 総合窓口（市税）

### ◆ 市・府民税が課税されていた 固定資産税・都市計画税が課税されていた

#### 相続人代表者指定届の提出

相続人代表者指定届とは、亡くなったかたに代わって市税等を納税していただく代表者を届け出るものです。

納税義務者が亡くなられた場合、納税義務も相続人へ承継されます。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか、  
「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。  
(相続人全員の合意が必要です。)

相続人代表者はあくまで手続き上の代表者であり、  
相続権の決定や相続登記とは何ら関係ありません。

市税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人代表者に送付いたします。

※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、  
市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。  
家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し（相続放棄されたかた全員分）などを下記担当課にご提出ください。

#### ▼手続きが可能な人

相続人代表者となるかた

#### ▼必要なもの

- 来庁されるかたの本人確認書類
- 亡くなられたかたとの相続関係がわかる資料（戸籍謄本等）

※法定相続人以外のかたが遺贈などで財産を引き継ぐ場合は、事前にご相談ください。

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先

【別館 1階 市税総合窓口】 総務部 税務課（市民税担当）  
☎072-724-6710 FAX072-723-5538

【別館 1階 市税総合窓口】 総務部 税務課（固定資産税担当）  
☎072-724-6712 FAX072-723-5538



## 別館 1F 総合窓口（市税）

### ◆ 未登記家屋の所有者だった

#### 未登記家屋の名義変更

法務局に登録されていない家屋については、  
税務課（固定資産税担当）に「未登記家屋所有者変更届」を提出するか、  
大阪法務局池田出張所に新たに登記することで、所有者の変更ができます。

##### ▼手続きが可能な人

相続人（新所有者）

##### ▼必要なもの

問い合わせ先にご確認ください。

##### ▼手続期限

問い合わせ先にご確認ください。

【別館 1階 市税総合窓口】 総務部 税務課（固定資産税担当）  
問い合わせ先 ☎072-724-6712 FAX072-723-5538  
【大阪法務局 池田出張所】 ☎072-751-3342

### ◆ 原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車（フォークリフト）を所有しているかた

#### 廃車の手続きまたは相続人への名義変更

亡くなられたかたの名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、  
必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。

亡くなられたかたの名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。

※相続人以外のかたへの名義変更については、お問い合わせください。

##### ▼手続きが可能な人

相続人

※相続人以外が手続きされる場合は、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。

##### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- ナンバープレート
- 標識交付証明書または異動手続きの案内書類
- 亡くなられたかたと相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）

##### ▼手続期限

亡くなられた日から 30 日以内 ※賦課期日（4 月 1 日）を過ぎてお手続きされた場合、  
その年の軽自動車税が課税されます。

【別館 1階 市税総合窓口】 総務部 税務課（軽自動車税担当）  
問い合わせ先 ☎072-724-6709 FAX072-723-5538



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 児童手当支給対象の児童だった

#### 受給事由消滅または額改定（減額）の手続き

児童手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

受給者

##### ▼必要なもの

なし

##### ▼手続き期限

原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907

### ◆ 児童手当を受給していた

#### 受給事由消滅・未支払手当請求・新規認定請求

児童手当の受給者が亡くなった場合、手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

受給者が亡くなった後、対象児童を監護するかた

##### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 新受給者の口座番号
- お子様名義の通帳またはキャッシュカード

##### ▼手続き期限

原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 児童扶養手当支給対象の児童だった

#### 資格喪失または額改定（減額）の手続き

児童扶養手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、手続きが必要です。

▼手続きが可能な人

受給者

▼必要なもの

なし

▼手続き期限

原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907

### ◆ 児童扶養手当を受給していた

#### 受給者死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月分までの手当が支給されます。  
未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。

▼手続きが可能な人

親族など

▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

▼手続き期限

原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 児童扶養手当の受給者（障害を事由に受給）の配偶者

#### 支給事由の変更

障害等の理由で児童扶養手当を受給している世帯において、配偶者が亡くなられた場合は、児童扶養手当の支給要件が変わりますので、児童扶養手当支給事由変更届の提出が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

児童扶養手当の受給者

##### ▼必要なもの

- 本人確認書類
- 死亡日のわかるもの

##### ▼手続き期限

すみやかに（遅れた分だけ返還金が発生するおそれあり）

問い合わせ先 【別館 2階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907

### ◆ 児童扶養手当の受給者の配偶者等

#### 受給者死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

児童扶養手当の受給者または対象児童が遺族年金を受給するようになった場合、受給状況届の提出が必要です

##### ▼手続きが可能な人

親族

##### ▼必要なもの

- 年金証書など年金の受給状況がわかる書類

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【別館 2階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【受給者が亡くなられた場合】

#### 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。

#### ▼手続きが可能な人

受給者が亡くなった後、対象児童を監護するかた

#### ▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

※以下のとおり、状況により手続きが異なりますので、まずは窓口へご相談ください。

#### 【未払い分がある場合】

支給対象児童の振込口座の通帳写し

#### 【受給資格が継続する場合】

認定請求者の戸籍謄本（原本のみ。コピー不可）

請求者の振込口座のわかるもの

請求者と対象児童のマイナンバーのわかるもの

#### ▼手続き期限

亡くなった日から 14 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【児童が亡くなった場合】

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、  
特別児童扶養手当証書の返還

亡くなられたかたが特別児童扶養手当の対象児童の場合、  
死亡月をもって受給資格を喪失します。

未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。  
他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。

#### ▼手続きが可能な人

親族

#### ▼必要なもの

- 死亡の事実が確認できる書類（箕面市に住民票がある場合は、省略可）
- 特別児童扶養手当証書
- 来庁者の本人確認書類

#### ▼手続き期限

亡くなった日から 14 日以内

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907

### ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付の借受人だった

#### 死亡の届出

母子父子寡婦福祉資金の借主が亡くなった場合、死亡届を提出してください。

#### ▼手続きが可能な人

- 連帯借主  連帯保証人  その他の親族

#### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【別館 2 階 子ども総合窓口】 子ども未来部 子育て支援課  
☎072-724-6738 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 学生補助金（保育士養成課程を履修中のかた）の受給者だった

#### 学生補助金の返還免除の相談

学生補助金の受給者が亡くなられた場合は、返還免除について窓口にお越しくください。

##### ▼手続きが可能な人

【学生補助金返還免除の手続き】

連帯保証人

##### ▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【別館 2階 子ども総合窓口】 子ども未来部 保育幼稚園利用課  
☎072-724-6791 FAX072-721-9907

### ◆ 新生児訪問指導やこんにちは赤ちゃん訪問を受けていない生後4か月までの赤ちゃん

#### 妊婦支援給付金（2回目）の申請

##### ▼手続きが可能な人

産婦

##### ▼必要なもの

請求者の本人確認書類

請求者の振込先口座がわかるもの

##### ▼手続き期限

すみやかに（郵送での手続き可能）

問い合わせ先 【別館 2階 22番窓口】 子ども未来部 子どもすこやか課  
☎072-724-6768 FAX072-721-9907



## 別館 2F 子ども総合窓口

### ◆ 学童保育を利用していた

#### 利用中止・申請内容の変更

世帯状況などに変更があった場合、変更届の提出が必要となります。

##### ▼手続きが可能な人

親族等

##### ▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【別館 2階 子ども総合窓口】 学校教育部 放課後支援課  
☎072-724-6736 FAX072-724-6010



## 別館 3F

### ◆ 箕面市奨学資金の貸付を受けていた

#### 死亡による免除申請

市奨学金貸付金の借主が亡くなった場合、死亡による免除申請を行ってください。

##### ▼手続きが可能な人

連帯保証人（父母等）

##### ▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【別館 3階 34 番窓口】 学校教育部 学校生活支援課  
☎072-724-6760 FAX072-724-6010



## ◆ 保護者が交通事故で亡くなった

### 交通遺児奨学金の申請

交通事故により扶養義務者を失った児童・生徒に対し、奨学金の給与を行っています。  
(小学生には年額5万円、中学生・高校生などには年額7万円)

#### ▼手続きが可能な人

交通事故で扶養義務者\*を失った、小学校・中学校・高等学校等に在籍する  
20歳未満の児童生徒

※扶養義務者…保護・監護する義務を有する両親のいずれか一方  
またはこれに代わる扶養者

#### ▼必要なもの

- 交通遺児となった事故に関する証明書
- 在学証明書（新規・継続申請者）  
※箕面市立小・中学校に在籍する児童・生徒の場合は不要です。
- 居住証明書（新規・継続申請者）  
※箕面市に住民登録がある場合は不要です。

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先

【別館3階 34番窓口】 学校教育部 学校生活支援課  
☎072-724-6760 FAX072-724-6010

## 別館 4F

### ◆ 農地を相続されたかた

#### 農地を相続したことの届出

相続により農地の権利を新たに取得したかたは、相続した農地の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

- 相続したかた

##### ▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類  
 相続登記済の全部事項証明書  
 代理人の場合は委任状

##### 【生産緑地に該当する場合】

- 生産緑地の所有者等異動届

##### ▼手続き期限

農地の権利を取得したことを知った日からおおむね 10 か月以内

問い合わせ先 【別館 4 階 45 番窓口】 農業委員会事務局 農業振興課  
☎072-724-6764 FAX072-722-2466

### ◆ 長期優良住宅認定計画実施者 (長期優良住宅の所有者等) だった

#### 長期優良住宅を取得したことの届出

長期優良住宅認定計画実施者だったかたが亡くなった場合、長期優良住宅の相続や売買等が生じた際は、地位の継承の承認申請書を提出する必要があります。

##### ▼手続きが可能な人

- 相続や売買等で取得されたかた  代理人

##### ▼必要なもの

- 認定通知書  
 地位の承継を証する書類（売買契約書、登記簿等）  
 委任状（※代理者に手続きを委任する場合）  
 手数料

##### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【別館 4 階 47 番窓口】 都市計画部 住宅政策課  
☎072-724-6719 FAX072-722-2466

## 別館 5F

### ◆ 森林を相続されたかた

#### 森林を相続したことの届出

相続により森林の土地を新たに取得したかたは、  
相続した森林の存する市町村の長に届出が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

- 相続したかた

##### ▼必要なもの

- 森林の土地の所有者届出書
- 当該土地の位置を示す図面
- 相続登記済の全部事項証明書
- 代理人の場合は委任状

##### ▼手続き期限

土地の所有者となった日から 90 日以内

問い合わせ先 【別館 5 階 51 番窓口】 みどりまちづくり部 公園緑地室  
☎072-724-6749 FAX072-723-5581

### ◆ 自然緑地等を相続されたかた

#### 自然緑地・保護樹木・保護樹林を相続したことの届出

自然緑地・保護樹木・保護樹林の所有者が亡くなった場合、  
自然緑地等の存する市町村の長に所有者を変更する旨の届出が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

- 自然緑地等の所有者になったかた

##### ▼必要なもの

- 自然緑地等所有者変更届
- 該当する自然緑地等の位置図
- 代理人の場合は委任状

##### ▼手続き期限

自然緑地等の所有者となった日から 90 日以内

問い合わせ先 【別館 5 階 51 番窓口】 みどりまちづくり部 公園緑地室  
☎072-724-6749 FAX072-723-5581

## 別館 4F

### ◆ 犬を飼っているかた

#### 所有者の変更

犬の飼い主（所有者）の変更があったときは届出が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

- 新しい飼い主（所有者）になるかた

##### ▼必要なもの

- 登録番号がわかるもの  
※登録番号がマイクロチップ番号（15桁）の場合は  
「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で手続きをしてください。  
※他市へ転出する場合は、転出先の自治体にご相談ください。

##### ▼手続き期限

変更した日から 30 日以内

問い合わせ先 【別館 4階 4A 番窓口】 都市計画部 環境動物課  
☎072-724-7039 FAX072-722-2466

## 上下水道局庁舎

### ◆ 上下水道を使用していたかた

#### 閉栓手続きまたは名義変更

亡くなられたかたが使用者名義人の場合、  
閉栓される場合は水道閉栓の連絡、使用者名義を変更される場合は使用者名義変更の連絡及び必要に応じ支払方法の変更手続きが必要です。

#### ▼手続きが可能な人

親族または同居者

#### ▼変更手続きの方法

インターネット/電話/来庁のいずれでもお手続きできます。

#### 【閉栓手続き】



#### 【名義変更】



※なお、集合住宅等の使用者名義の変更は、別途手続きが必要になる場合がありますので、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先

【上下水道局庁舎 1階】 上下水道局 料金センター  
☎072-724-6756 FAX072-722-7416

## 市営住宅管理センター

### ◆ 入居名義人が亡くなり、市営住宅を退去されるかた

#### 市営住宅返還届

市営住宅を退去する場合は、市営住宅返還届が必要です。  
返還日の5日前までに、市営住宅管理センターへ連絡のうえ、  
必要な手続きを行ってください。

##### ▼手続きが可能な人

相続人等

##### ▼必要なもの

- ◆ マイナンバーがわかるもの
  - 亡くなられたかたの分
- ◆ 戸籍謄本（コピー可）
  - 亡くなられたかたの分
  - 死亡届（コピー）

※手続きにより異なりますので窓口へご相談ください。

##### ▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【西小路5丁目5番1号 ハイツ・マルコマ1階】  
箕面市営住宅管理センター ☎072-734-7771

### ◆ 入居名義人が亡くなり、 引き続き市営住宅に入居される同居親族

#### 入居名義人の変更、入居者の地位の承継

入居名義人が亡くなられた場合、市営住宅入居承継承認申請書を提出してください。

##### ▼手続きが可能な人

同居者、相続人等

##### ▼必要なもの

- ◆ マイナンバーがわかるもの
  - 亡くなられたかたの分
  - 新しく入居名義人になるかたの分
- ◆ 戸籍謄本（コピー可）
  - 亡くなられたかたの分
  - 新しく入居名義人になるかたの分
- 死亡届（コピー）

※手続きにより異なりますので窓口へご相談ください。

##### ▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【西小路5丁目5番1号 ハイツ・マルコマ1階】  
箕面市営住宅管理センター ☎072-734-7771

## 市営住宅管理センター

### ◆ 市営住宅に入居の同居親族が亡くなったかた

#### 同居者異動届の提出

市営住宅に入居の同居親族が亡なられた場合は、市営住宅管理センターへ同居者異動届を提出してください。

※窓口課や支所での手続きとは別に、市営住宅管理センターへの届出が必要です。

#### ▼手続きが可能な人

入居名義人

#### ▼必要なもの

◆ マイナンバーがわかるもの

亡なられたかたの分

入居名義人の分

◆ 戸籍謄本（コピー可）

亡なられたかたの分

死亡届（コピー）

※手続きにより異なりますので窓口へご相談ください。

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【西小路5丁目5番1号 ハイツ・マルコマ1階】  
箕面市営住宅管理センター ☎072-734-7771

## 出先機関での手続き

### みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

#### ◆ 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

##### 精神障害者保健福祉手帳の返還

###### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

###### ▼必要なもの

- 亡くなられたかたの精神障害者保健福祉手帳

###### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

#### ◆ 障害児福祉手当を受給していた

##### 障害児福祉手当死亡届の提出

亡くなられたかたが障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。

未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

###### ▼手続きが可能な人

親族等（詳細はお問い合わせください）

###### ▼必要なもの

【未払い分の手当がある場合】

- 受給者と生計を同じくしていた配偶者（又は扶養義務者）の口座名義がわかるもの

###### ▼手続き期限

亡くなった日から14日以内

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

## みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

### ◆ 特別障害者手当を受給していた

#### 特別障害者手当死亡届の提出

亡くなられたかたが特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。

未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

親族等（詳細はお問い合わせください）

##### ▼必要なもの

【未払い分の手当がある場合】

- 受給者と生計を同じくしていた配偶者（又は扶養義務者）の口座名義がわかるもの

##### ▼手続き期限

亡くなった日から 14 日以内

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

### ◆ 経過的福祉手当を受給していた

#### 経過的福祉手当死亡届の提出

亡くなられたかたが経過的福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。

未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

親族等（詳細はお問い合わせください）

##### ▼必要なもの

【未払い分の手当がある場合】

- 受給者と生計を同じくしていた配偶者（又は扶養義務者）の口座名義がわかるもの

##### ▼手続き期限

亡くなった日から 14 日以内

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

## みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

### ◆ 大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた心身障害者 《障害者が死亡した場合》

#### 弔慰金の請求

加入期間に応じて弔慰金を受け取れる場合があります。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

- 加入者（障害者を扶養していたかた）の住民票（コピーは不可）  
※加入期間1年未満の場合は不要
- 障害者の住民票除票（コピーは不可）  
※加入期間1年未満の場合は不要
- 共済加入証書（口数追加のかたは口数追加証書も必要）
- 加入者（障害者を扶養していたかた）の振込先口座がわかるもの  
※加入期間1年未満の場合は不要

##### ▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

### ◆ 大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた心身障害者 《加入者（障害者を扶養していたかた）が死亡した場合》

#### 年金の請求

加入者（障害者を扶養していたかた）が亡くなられた場合、年金請求の手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

- 加入者（障害者を扶養していたかた）の死亡診断書  
または死体検案書（原本または原本証明したもの）  
※加入日から2年以内に死亡した場合は、所定の死亡証明書が必要です。
- 加入者（障害者を扶養していたかた）の住民票除票（コピーは不可）
- 障害者および年金管理者（指定している場合）の住民票（コピーは不可）
- 共済加入証書（口数追加のかたは口数追加証書も必要）

##### ▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

## みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

### ◆ 大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた

#### 異動届の提出および未払い給付金の請求

大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入している介護者のかた  
または障害者のかたが亡くなられた場合、所定の手続きが必要です。  
未払い分の給付金があれば請求の手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

【介護者のかたが死亡し、未払い分の手当がある場合】

障害者のかたの口座情報がわかるもの

##### ▼手続き期限

介護者のかたが亡くなられた場合は、亡くなった日から14日以内

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

### ◆ 障害福祉サービス・地域生活支援事業を利用していた （受給者証をお持ちのかた）

#### 受給者証の返還

受給者証は死亡日をもって失効となります。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも可

##### ▼必要なもの

亡くなられたかたの障害福祉サービス受給者証

地域生活支援事業利用決定通知書

##### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9514 FAX072-727-3539

## みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

### ◆ 福祉電話の貸与があるかた

#### 重度身体障害者福祉電話貸与停止届出書の提出

利用者の死亡の連絡と届出書の提出が必要です。

▼手続きが可能な人

ご家族など

▼必要なもの

特になし

▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539

### ◆ 緊急通報装置の貸与があるかた

#### 緊急通報装置の撤去

利用者の死亡の連絡が必要です。

▼手続きが可能な人

ご家族など

▼必要なもの

特になし

▼手続期限

すみやかに

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】  
（障害者）福祉部 障害福祉課  
☎072-727-9506 FAX072-727-3539  
（高齢者）福祉部 高齢福祉課  
☎072-727-9505 FAX072-727-3539

## みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）

### ◆ 位置情報提供サービス（GPS）の貸与があるかた

#### 位置情報提供サービス（GPS）の撤去

利用対象であった高齢者の死亡の連絡が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

ご家族など

##### ▼必要なもの

特になし

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【みのおライフプラザ】 福祉部 高齢福祉課  
☎072-727-9505 FAX072-727-3539

## 市役所第二別館 箕面市立児童発達支援センター

### ◆ 障害児通所支援受給者証をお持ちのかた

#### 障害児通所支援受給者証の返還

障害児通所支援受給者証を交付されていたかたが亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。

##### ▼手続きが可能な人

親族

##### ▼必要なもの

亡くなられたかたの障害児通所支援受給者証

##### ▼手続き期限

特になし

問い合わせ先 【児童発達支援センター】 子ども未来部 子どもすこやか課  
☎072-727-9520 FAX072-737-4559

## 市役所第二別館 箕面市立児童発達支援センター

### ◆ 障害児通所支援受給者証をお持ちのかたの保護者

#### 保護者の変更

亡くなられたかたが通所給付決定保護者の場合、変更の手続きが必要です。

#### ▼手続きが可能な人

親族

#### ▼必要なもの

- 通所受給者証
- マイナンバーが確認できるもの
- 本人確認書類（運転免許証等）

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【児童発達支援センター】 子ども未来部 子どもすこやか課  
☎072-727-9520 FAX072-737-4559

## 市役所第三別館 2階

### ◆ 箕面市パートナーシップ宣誓証明制度を利用されていたかた

#### 箕面市パートナーシップ宣誓証明カードの返還

パートナーシップ宣誓証明制度を利用されていたかたが亡くなられた場合、パートナーシップ宣誓証明カードをご返却ください。

#### ▼手続きが可能な人

パートナー

#### ▼必要なもの

- パートナーシップ宣誓証明カード返還届
- 交付済のパートナーシップ宣誓証明カード
- 本人確認書類（①個人番号カード、②旅券、③運転免許証、④その他顔写真貼付の証明書等のうちいずれか1点（顔写真がないものは2点））

#### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【市役所第三別館】 人権文化部 人権政策課  
☎072-724-6720 FAX072-725-8360

## 箕面市立聖苑

### ◆ 市立霊園の使用者

#### 霊園區画使用者の承継

市立霊園の使用者が亡くなられた場合、使用者の承継が必要です。

##### ▼手続きが可能な人

祖先の祭祀を主宰すべき者

##### ▼必要なもの

- 霊園使用権承継届出書（承継予定者をご記入ください）
- 同意書（承継予定者を除く法定相続人全員分が必要です）
- 本籍地記載の住民票（承継予定者と法定相続人全員分が必要です）
- 戸籍謄本等  
（亡くなられた使用者とその法定相続人全員の関係がわかるものが必要です。）
- 亡くなられた使用者の除籍謄本または死体火葬許可証

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【箕面市立聖苑】 ☎072-720-7980 FAX072-720-7982

### ◆ 合葬式墓地の使用を生前に申込みされていたかた

#### 合葬式墓地へ埋蔵

亡くなられたかたが合葬式墓地の生前申込みをされており、ご遺骨を埋蔵する場合は手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

埋蔵管理者又は先祖の祭祀を主宰すべき者

##### ▼必要なもの

- 死体火葬許可証
- 合葬式墓地使用許可証
- 埋蔵届出書

##### ▼手続き期限

なし

問い合わせ先 【箕面市立聖苑】 ☎072-720-7980 FAX072-720-7982

## 環境クリーンセンター

### ◆ し尿くみ取り式のトイレを使用していた

#### し尿くみ取り取消（変更）申請

亡くなられたかたがし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または世帯人数の変更手続きが必要です。

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも

##### ▼必要なもの

特になし

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【環境クリーンセンター】 環境クリーンセンター ☎072-729-2371

## 駐車場・駐輪場

### ◆ 市立駐車場又は市立駐輪場の定期利用者

#### 定期券の払い戻し

亡くなられたかたが箕面市立の駐車場又は駐輪場の定期を契約していた場合、定期券の返納および払い戻し手続きが必要です

##### ▼手続きが可能な人

どなたでも

##### ▼必要なもの

定期利用券

##### ▼手続き期限

すみやかに

問い合わせ先 【箕面市役所】  
都市整備部 道路管理課 ☎072-724-6819

## 手続き不要なもの

以下の項目については、手続きは不要です。

### ▼市で手続きします

- 紙おむつ支給者の廃止届出
- 高齢者訪問理美容サービス利用者の廃止届出
- 市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者変更
- 就学援助費の受給世帯申請の内容変更
- 支援教育就学奨励費の受給世帯申請の内容変更
- 養育医療の受給者死亡の届出
- みのお行方不明者 SOS ネット事前登録の廃止届出

### ▼期限を過ぎれば自動的に喪失します

- 〔軽自動車税〕種別割の身体障害者等減免を受けた者の事由消滅の申告

### ▼証の返還は不要です

- 印鑑登録証
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 通知カード
- オレンジゆずるバス高齢者運賃割引証
- オレンジゆずるバス（難病患者等）運賃割引証
- 子どもの医療証

## 市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	主な手続き	問い合わせ先
まちなかミマモルメ利用者	<input type="checkbox"/> 終了の届出	株式会社ミマモルメ カスタマーセンター ☎0570-081-300
オレンジゆずるタクシーの登録者	<input type="checkbox"/> 終了の届出	オレンジゆずるタクシー 配車センター ☎072-720-5565
オレンジゆずるバス専用定期券・回数券の所持者	<input type="checkbox"/> 定期券・回数券の払い戻し	①箕面交通・観光案内所 ☎072-723-1885 ②箕面商工会議所 ☎072-721-1300 ③福祉ショップゆっくり ☎072-727-9547 ④阪急バス乗生団地案内所
運転免許証	<input type="checkbox"/> 返納	箕面警察署 ☎072-724-1234
普通自動車の所有者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は廃車 <input type="checkbox"/> 自動車税手続き	大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
二輪車（125cc 超）の所有者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は廃車	大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
軽四輪および軽三輪の所有者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は廃車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1841
被相続人	<input type="checkbox"/> 相続税申告	豊能税務署 ☎072-751-2441
所得税・消費税の納税者	<input type="checkbox"/> 準確定申告	豊能税務署 ☎072-751-2441
不動産の所有者	<input type="checkbox"/> 所有権移転登記	大阪法務局池田出張所 ☎072-751-3342
法定相続情報証明制度を利用する場合	<input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の作成	大阪法務局池田出張所 ☎072-751-3342

## 市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	主な手続き	問い合わせ先
共済年金の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	各共済組合
企業年金の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	各企業年金
国民年金基金の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	国民年金基金 お客様相談センター ☎0570-008-002
恩給の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	総務省 政策統括官 (恩給相談専用電話) ☎03-5273-1400
労災年金の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	労災保険相談ダイヤル ☎0570-006-031
農業者年金の受給者	<input type="checkbox"/> 死亡の届出	農業者年金基金 ☎03-3502-3945
特定疾患医療証の所有者	<input type="checkbox"/> 証の返還	池田保健所 ☎072-751-2990
被爆者健康手帳の所有者	<input type="checkbox"/> 手帳の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭料の申請	池田保健所 ☎072-751-2990
浄化槽の利用者	<input type="checkbox"/> 変更の届出	池田保健所 ☎072-751-2990
戦没者等の遺族への 特別弔慰金の受給者	<input type="checkbox"/> 記名変更相続	厚生労働省社会・援護局 援護・業務課給付係 ☎03-5253-1111
NHK 受信料の支払者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約 <input type="checkbox"/> 減免取り止め	NHK ふれあいセンター ☎0120-15-1515
銃砲刀剣類の所有者	<input type="checkbox"/> 所有者変更	大阪府教育庁 文化財保護課保存管理 G ☎06-6210-9902
遺言書あり	<input type="checkbox"/> 検認・開封	大阪家庭裁判所 受付係(家事事件係) ☎06-6943-5745 ☎06-6943-5746
相続放棄 又は 限定承認	申立て	大阪家庭裁判所 受付係(家事事件係) ☎06-6943-5745 ☎06-6943-5746

## 市役所外での手続きチェックリスト

※次の手続きについては、各自で契約先等をご確認の上、連絡してください。

該当事項	主な手続き	問い合わせ先
預貯金口座の所有者	<input type="checkbox"/> 口座凍結解除	金融機関
生命保険付き 住宅ローンの利用者	<input type="checkbox"/> 返済免除	借入金融機関
クレジットカードの 所有者	<input type="checkbox"/> 解約	クレジットカード会社
電気利用の契約者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	電力会社
ガス利用の契約者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	ガス会社
固定電話の所有者	<input type="checkbox"/> 契約承継又は解約	NTT
携帯電話の所有者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	携帯電話会社
インターネットの契約者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	プロバイダ
ケーブルテレビの契約者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	ケーブルテレビ会社
生命保険の加入者	<input type="checkbox"/> 保険金・給付金の請求	生命保険会社
損害保険等（火災保険）の 加入者	<input type="checkbox"/> 名義変更又は解約	損害保険会社
借地・借家の借受人	<input type="checkbox"/> 解約	地主・家主
株式の所有者	<input type="checkbox"/> 名義変更・償還金受領	証券会社
国債の所有者	<input type="checkbox"/> 記名変更・償還金受領	証券会社
特許・商号・商標・意匠権 の権利者	<input type="checkbox"/> 相続	特許事務所

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。

各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先) 箕面市長

代理人 (窓口に来るかた)			
住 所	〒		
氏 名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号			

※代理人のかたは、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。  
私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任者 (代理人に手続きを依頼するかた) ※委任者の本人確認書類が必要です(下記注意事項参照)			
住 所	〒		
氏 名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (自署又は記名押印)
電話番号			
故人との続柄	配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他 ( )		

## 【委任事項】(該当箇所にチェックを入れてください)

(故人の氏名)
の死亡に伴う下記の事項に関する権限
<input type="checkbox"/> 戸籍証明書・戸籍附票の交付申請および受領の権限
<input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付申請および受領の権限
<input type="checkbox"/> 住民異動届の届出に関する権限
<input type="checkbox"/> 年金の死亡に関する手続きの権限(※市役所でのお手続きのみ。年金事務所は別様式)
<input type="checkbox"/> 国民健康保険、後期高齢者医療保険および介護保険の保険料の徴収または還付ならびに医療保険、介護保険、福祉医療等の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限
<input type="checkbox"/> 市税等の納付に関する権限
<input type="checkbox"/> _____ に関する権限

### (注意事項)





- ・委任者(代理人に手続きを依頼するかた)の本人確認書類(コピー可)  
※本人確認書類についてはP.2の本人確認書類についてを参照ください。
- ・委任状は、委任者(代理人に手続きを依頼するかた)がすべて自筆で記入してください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入されている場合は受付できません。
- ・ご不明点は事前にお問い合わせください。

## 市民相談のご案内

市民サービス政策課では、箕面市内に在住、在職、在学のかたなどを対象に、日常生活における様々な問題や悩みごとについて、弁護士、司法書士など専門相談員による各種相談を行っています。



相談はすべて無料ですが、同じ内容の相談は、原則1回限りです。

### ◆ 法律相談（相談員：弁護士）〈予約☎072-724-6723〉



相談内容	遺言・相続、交通事故、離婚、近隣関係、金銭貸借、債務などに関する法律相談	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は1案件につき1回限りとさせていただきます。</li> <li>・係争中の案件についてはご相談いただけません。</li> <li>・相談時間：1人25分以内</li> </ul>	
<b>🌸 本庁（別館1階 12番窓口 市民サービス政策課）</b>		
相談日時	毎週木曜日（祝日、年末年始、1月4日を除きます。） 午後1時～午後4時30分	
申込方法	電話/来庁/インターネット △先着順で受付 △定員になり次第締め切ります。 <u>事前予約制（各相談日の4回前から予約可能）</u>	
	<b>【ネット予約】</b> 	<b>【予約のキャンセル】</b>  〈受付番号を入力〉
<b>🌸 豊川支所</b>		
相談日時	奇数月の第2木曜日（祝日を除きます。） 午後1時30分～午後5時	
申込方法	電話/来庁/インターネット △先着順で受付 △豊川支所での受付は行いません。 △定員になり次第締め切ります。 <u>事前予約制（各相談日の1回前から予約可能）</u>	
	<b>【ネット予約】</b> 	<b>【予約のキャンセル】</b>  〈受付番号を入力〉

## 市民相談のご案内

### ◆ 司法書士相談（相談員：司法書士）〈予約☎072-724-6723〉

相談内容	不動産の相続・売買、法人の設立などに伴う登記手続、成年後見、クレジットなどの多重債務など
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は1案件につき1回限りとさせていただきます。</li> <li>・また、係争中の案件についてはご相談いただけません。</li> <li>・相談時間：1人25分以内</li> </ul>
<b>★本庁（別館1階 12番窓口 市民サービス政策課）</b>	
相談日時	毎月第2・4水曜日（祝日を除きます。） 午後1時から午後4時
申込方法	<p>電話/来庁/インターネット            △先着順で受付            △定員になり次第締め切ります。</p> <p><u>事前予約制（各相談日の2回前から予約可能）</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ネット予約】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【予約のキャンセル】</p>  <p>〈受付番号を入力〉</p> </div> </div>

### ◆ 税理士相談（相談員：税理士）〈予約☎072-724-6723〉

相談内容	相続税、贈与税、不動産譲渡にかかる所得税に関する税金相談
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は1案件につき1回限りとさせていただきます。</li> <li>・相談時間：1人25分以内</li> </ul>
<b>★本庁（別館1階 12番窓口 市民サービス政策課）</b>	
相談日時	毎月第3金曜日（祝日を除きます。） 午後1時から午後4時
申込方法	<p>電話/来庁/インターネット            △先着順で受付            △定員になり次第締め切ります。</p> <p><u>事前予約制（各相談日の2回前から予約可能）</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ネット予約】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【予約のキャンセル】</p>  <p>〈受付番号を入力〉</p> </div> </div>

# 我が家が 空き家にな ってしまったら。



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「**仕舞う**」・「**活かす**」で住みよい街に。  
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

\\ 空き家発生! //



#### 管理不全空家

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



#### 特定空家

そのまま放置すると倒壊等のおそれがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

🔍 [空き家対策 国土交通省](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html)  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元  
バーコードから  
簡単アクセス

